

島根県文化財保護審議会

日 時 令和8年1月19日（月）

13：30～15：30

場 所 サンラポーむらくも 彩雲の間

===== 開会 =====

○事務局 本日は、委員の皆様には、大変御多忙のところ、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から島根県の文化財行政につきまして、格別の御指導、御支援をいただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

天気予報によりますと、明日からちょっと大きな寒気が来るようでございまして、幸い今日はまだ雨とか降っておりませんが、大きな被害がないことを祈るばかりでございます。

また、1月6日には島根県東部を震源とする地震が発生しまして、松江市、安来市では震度5強の揺れを記録し、人的被害も県内で6名が発生いたしました。住家、道路、農地、学校などにおいて被害が発生したと聞いております。文化財でも何件か被害が発生しております。本日の会議の中でもその被害状況について御報告させていただきたいと思っております。

文化財につきまして、昨今、防災に備えた取組が大きな課題となっております。本県では、令和4年に文化財防災防犯マニュアルを策定しておりまして、それに基づき対応しておりますが、今後もいつ起こるか分からない災害に向けまして、必要に応じてマニュアルの見直しなど、不断の取組を進めてまいりたいと思っております。

本日の会議では、次第にありますとおり、事務局から審議事項1件と報告事項6件をさせていただく予定としております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には様々な観点から御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ここで、島根県文化財保護審議会条例第10条に基づき、審議会の運営につきまして、会長より御発言があります。

○会長 本日の審議会は、これまでも会場とオンラインで御参加の委員との会場・オンライン併用の形で開催されておりますが、本日の会議も対面とオンラインの両方での出席に

より会議を運営するということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

皆様、よいということですので、本日、オンラインでは4名の先生が、委員が参加しておられますけれども、そういう形で運営させていただきたいと思います。

○事務局 本日の会議は、対面での出席が10名、オンラインでの出席が4名の合計14名の出席となっております。委員16名中2分の1以上が御出席ですので、島根県文化財保護審議会条例第7条により、会議が成立したことを御報告します。

次に、会議の公開、会議資料及び会議記録の公開について確認をさせていただきます。

本日の会議は、島根県情報公開条例第34条に基づき、非公開部分を除き、公開としております。会議記録につきましては、発言者の個人名は記載しないこととし、公開前に委員の皆様に内容の確認をいただいた上で、県のホームページへ公開させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、島根県文化財保護審議会条例の定めるところにより、会長が議長となり議事を進めることとされておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく御協力くださいますようお願いいたします。なお、オンラインで御参加の委員は、会場の画面に皆様の映像が表示されております。御発言される際には挙手をしていただきまして、また、お名前をおっしゃってから発言してくださいようお願いいたします。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。

本日の議題は、お手元の次第にありますように、審議事項1件、それから報告事項6件となります。このうち、審議事項の1件と報告事項の中の6と7につきましては、個人または法人等の財産に関する情報が含まれておりますので、また、あるいは公開することによって率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということで、それについては非公開とすることが適当と思われます。ということで、お諮りしたいのは、今申し上げたような条件のついている案件につきましては非公開としたいと思いますが、それについて、委員の皆様、御賛成いただける方は挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔全員賛成〕

○会長 それでは、皆様、挙手していただいておりますので、ただいま申し上げたような案件につきましては、非公開としたいと思います。

なお、この会議、傍聴者、報道関係者の方は、恐縮ですが、非公開部分につきましては、その際に御退席いただきますということで御了承いただければ幸いです。

===== 公開議題 =====

それでは、最初に、公開の中の報告事項についての1番、令和7年度文化財事業についてということで、これについては、既に事前に皆様に資料が配付されておりまして、それを基とした報告となっております。

各事業の質問につきましては、ほかの報告事項も合わせて、最後に質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○事務局 報告事項2、旧海軍大社基地主滑走路跡について御報告いたします。資料は12ページからになります。(1)番の概要、(2)の出雲児童相談所移転建設に係る経緯及び事業スケジュールについての説明は割愛させていただきます。

12ページの下のところ、③工事に係る対応方針というところから御説明いたします。前回の8月に報告をさせていただきましたとおり、コンクリート舗装面に影響がある工事箇所については、今年度から来年度にかけて記録保存調査を実施することとなっております。工事着手に合わせて10月から現地調査を行っております。調査につきましては、この後、埋蔵文化財調査センターのほうから報告がありますので、そちらのほうに譲ります。

2ポツ目の、かねてより御意見をいただいております説明板等につきましては、敷地が東側に寄っているということもありまして、出雲市さんのほうで予定をしておられる市道の歩道部分に設置できないかということで、市の担当課と協議をしてきたところですが、用途制限があって許可ができないということでした。したがって、今後は、用地の西側にあります神守街区公園を候補地として市の関係課と協議を進める予定としております。

続いて、13ページ目、(3)の市道新川中央線に係る対応についてです。年末に、市道の詳細設計がおおむね完了しております。下の図を御覧いただくと分かるかと思いますが、図の青く塗り潰しているところ、こちらがその市道の設計されている部分、路線になります。県有地北側の現道の路肩から約2.5メートルほど県有地側に食い込む形で歩道が整備されることとなっております。歩道そのものは舗装構成が13センチ程度ということで、地下には深く影響を及ぼさないということで、保存への配慮はしていただいておりますけれども、側溝と、それから敷地の北側隅の掘削部分に関しては、影響

は避けられないという見込みになっております。現地調査のほうは、出雲市さんのほうで対応されるということになっております。

続きまして、（４）都市計画道路につきましては、計画段階のまま、状況は前回と変わっておりません。以上です。

○事務局 それでは、続けて、資料１４ページを御覧ください。①調査の目的ですが、先ほど御説明しましたとおり、出雲児童相談所移転建設に係る記録保存調査として実施いたしました。調査期間ですが、１０月６日から１２月２４日までの間、工事と並行して延べ２０日余り実施をいたしました。調査箇所ですが、建設予定地のうち、建設工事が滑走路跡のコンクリート舗装面に影響する範囲、主に給排水・電気工事の配管埋設部分を対象として実施いたしました。調査範囲につきましては、図面に細長い調査区で示してありますとおりですが、調査面積は延べ３２６平米でございました。

⑤の主な調査成果として、１ポツ目から５ポツ目まで掲げております。１ポツ目、滑走路跡のコンクリート舗装面と舗装面上で目地を確認いたしました。図を御覧ください。コンクリートの単位は型枠工法で造られておりまして、縦５メートル、横１０メートルでございまして、点線で示している単位となります。このうち、検出された目地を赤く示しておりまして、縦方向、横方向、東西方向、南北方向で複数箇所確認をいたしました。２ポツ目、型枠のくい痕跡を一部検出し、型枠を構成するくいの大きさや間隔を確認いたしました。左下の写真を御覧ください。写真の左上のほうから、横方向に白く見えているのがコンクリートでございます。その下に赤く見えておりますのが路盤の盛土に当たります。その両方を垂直方向、縦方向に、黒く写っておりますけども、貫いておりますのがくいの痕跡になります。大体、太さが直径５センチから８センチぐらい、長さが２２センチから３３センチのくいが３０センチから５０センチ間隔で打ち込まれているのを確認をいたしました。３ポツ目、コンクリート及びコンクリート下部の路盤盛土の厚さが不均一であること、４ポツ目、舗装のひび割れ等の破損状態が場所によって違いがあることを確認をいたしました。また、５ポツ目、コンクリート舗装面を貫通する穴を複数確認しました。穴の形態から、水抜きなどの意図的に空けられたものと考えております。資料右下に写真を掲げております。先ほど御説明しました白いコンクリート部分と、下の路盤盛土を貫いて、縦方向に茶色っぽく見えているのがこの貫通孔に当たります。

今回の調査の意義としましては、主滑走路跡の建設工法に係る様々な痕跡が確認され、当時の施工状況及び資材の供給について考える手がかりが得られたというふうに考えてお

ります。この成果につきましては、来年度の調査成果と併せて、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長 それでは、続きまして、報告事項３、近代遺跡の調査について、お願いいたします。

○事務局 資料は１５ページからになります。（１）の経緯から（３）の調査体制につきましては割愛させていただきます。

資料１６ページを御覧ください。（４）の調査期間ですけれども、当初は今年度までの４年間の予定でしたが、各自治体から提出のあった調査票の取りまとめと補足調査の必要性などから、８年度も調査を継続して、９年度に報告書を刊行と計画を変更する予定でございます。

（６）令和７年度実施の調査概要につきましては、表のほうにまとめております。軍事以外の政治、文化等の分野を対象に調査を実施いたしました。現段階では４２件の情報提供をいただいております。

報告は以上になります。

○会長 それでは、続きまして、報告事項の４、その他の島根県東部を震源とする地震による文化財への被害状況についても事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料のほう、１７ページを御覧ください。４のその他、（１）島根県東部を震源とする地震による文化財の被害状況について御報告させていただきます。

冒頭にも説明しましたとおり、先般、１月６日に発生した島根県東部を震源とする地震によって、震源地に近い安来市及び松江市を中心として、指定文化財に関する被害がございました。１月８日時点ですけれども、下の表に載せているのが主な被害になります。松江市では、国史跡の松江藩主松平家墓所の灯籠が倒れております。右下のほう写真に載せておりますけれども、ただ、これは、石材自体は特に損壊を受けたわけではなくて、元に積み直すことが容易にできるものと聞いております。

それから、松江市のほうで同じく、国史跡小泉八雲旧居の、これは建物ではなくて、外、庭にあるほこらの石が破損したというふうに聞いておりますが、これも比較的軽微なものであるとうかがっております。

安来市につきましては、国史跡富田城跡で石垣、千畳平等の一部が崩壊しております。左下のほうに写真を載せておりますけれども、抜けておりました。今後、復旧の工事等を

検討をしていく予定としております。そのほか、安来市内におきましては、県指定文化財ですけど、清水寺にあります木造四天王立像の塗装が一部剥離したこと、それから、同じく県指定の有形民俗文化財であります東比田地方生活用具コレクションの中の徳利等が若干破損したとうかがっております。

説明は以上になります。

○会長 それでは、続きまして、報告事項の４の（２）の松江市朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについても事務局から説明をお願いします。

○事務局 こちらにつきましては、令和１０年度に発掘調査を再開することとなっておりますが、現在、地元市民の意見を踏まえながら、県・市の関係課で活用策や場所などについて引き続き意見交換、協議を行っておるところです。今後、進展があった場合には改めて御報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○会長 それでは、以上で報告事項の２、３、４を説明いただきましたけれども、以上のことにつきまして、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 大社基地の発掘調査なんですけども、あの狭いところをきちんと調査していただきましてありがとうございます。

確認なんですけど、児童相談所の敷地内に関しては、今、平面図で示してある範囲が破壊されるということによかったのでしょうか。これ以外にもまだ破壊箇所がありますか。

○事務局 資料１４ページのほうを御覧いただきまして、こちらに、メッシュが入ったような形になっておるんですけれども、これが児童相談所が建設される県有地の敷地部分に当たります。このうち、南西側に主にトレンチ状の溝がたくさん入ったような形になっているところが、今年度のコンクリートに影響が及ぶ工事部分に当たります。もちろん工事そのものは、今、図化している調査区以外の部分にも工事は及んでいるんですけれども、対象としているのはコンクリートに影響が及ぶ部分ということで、現場の施工業者さんと日々打合せをしながら、壊れる部分についての対応をしているという状況になります。

補足ですけども、北東部分、敷地の中で真っさらな部分が右側のほうに、３分の１ぐらいありますでしょうか。こちらのほうは、来年度に外構を中心に調査をする予定となっております。以上です。

○委員 ありがとうございます。引き続き現場で丁寧な協議していただいて、なるべく最

小限になるように努めていただければ幸いです。よろしくお願いします。

○会長 もし機会があれば、調査中にでも地元におられる先生方にちょっと見ていただけるといいかなという、発掘現場をですね、ちょっと御検討をいただければと思いました。

これ、基本的には、14ページの建物が来ところのトレンチで調査したところなどは、滑走路のコンクリートの下まで及ぶ工事は、このトレンチ以外ではあんまりないと思っていいわけでしょうか。

○事務局 滑走路のコンクリートを壊さないといけないところがこの部分でして、それ以外のところはコンクリートに至らない深さで工事を終わっております。

○会長 ありがとうございます。

あと、私、気になったのは、大社基地と同じ頃に、全国で国土防衛のために滑走路を結構造っていると思うんですけども、熊本県南部の錦町っていうところも、何か海軍の飛行場で、ひみつ基地という博物館まで地元の町が造って、文化財を生かした観光開発までやってるところがあるんですが、あそこも飛行場がたしかあったと思うんですけども、コンクリートの、滑走路のコンクリート工事の共通性っていうのか、ここでは、今回、私、伺ったのでは、初めての認識としては、水抜き穴があちこちに空いてることなんですけども、昭和19年か20年ですよ、滑走路の在り方としての全国的な、近代戦争遺跡の共通性とか、そういうのはほかでも比較していただけるとありがたいと思ったんですが、そういう比較はなさっておられましょうか。

○事務局 まだ調査の途中でして、そこまで検討しているわけではございませんが、滑走路の敷設する際の工程とか、どういうふうな材料を使って滑走路を造っていったのかっていったところは、出雲市さんが調査をされたところで部分的に検討されているということと、それから、今回も、工事の合間を縫って、破碎されるコンクリートの碎片を、サンプルを取っていますので、材料工学的なところについては今後検討が可能ではないかなというふうに思っています。その辺り、来年度調査をするところも含めて、箇所箇所によってそういったサンプルを取って、材料的な変化が、場所的に一定程度偏りとか共通性みたいなものが見えてくれば、施工の手順なんかもある程度は分かってくるのかなというふうには感覚的には思っておりますけれども、まだ具体的にそこまで分かっているわけではありません。他地域の滑走路とか、そういったものについても検討しないといけないとは思っております。

○会長 よろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。

○委員 2、3、4、それぞれお伺いしたいことがあるんですが、2番目の海軍大社基地は、今、会長がおっしゃいましたように、私も、類例ですね、帝国陸海軍がほかで造った滑走路跡が残っているのであれば、それとの比較をしていただきたいなと思いました。

それと、これまでもう何度もお伺いしているので、またかということになるかもしれませんが、再度の確認になるんですが、民有地等になったところについては、もうこれ、完全に破壊されてると考えてよろしいんですね。

○事務局 民有地になったところ。

○委員 はい、民有地とか、既にソーラーパネルとかなっているところについては、これはもう全て完全に滑走路は破壊されてると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局 資料の12ページを御覧いただいて、滑走路そのものが完全に破壊されているところというのは、西側、南西の青い出雲市有地といったところの上の民間造成って書いてあるところがあると思いますけれども、こちらのほうは、敷地を造成するためにコンクリートはかなり壊していると伺ってますけれども、それ以外のソーラーパネルはまだコンクリートが残っておりまして、その上にソーラーパネルを載せる台などが載っているような形になっていますので、かなりの部分はまだ残っていると認識しております。

○委員 そういうものについては、今後、調査をされるのでしょうか。

○事務局 出雲市さんのほうで、こういったところについては、今後、取扱いを検討されると伺っております。

○委員 ありがとうございます。

次、3番目なんですが、近代遺跡の調査についてなんですが、こういう近代遺跡の調査をしていただくというのは誠によいことかと思うのですが、これ、調査をした後で、まだ調査途中ということなんですが、それを踏まえて、何か御検討される、次のステップにはどういうふうに進むっていうのは、何かお考えのところあるのでしょうか。

○事務局 年次計画としては、(4)番のところにも調査期間というところを書いておりますけれども、1年間延びた関係で、令和9年度に報告書を刊行する予定です。その後については、遺跡そのものというのは、上部に構造物があるものについては、文化庁の考え方にも沿って、遺跡の保護というのは記念物としての保護の仕方と、それから埋蔵文化財としての保護の仕方という、その遺跡の残り方というか、性格によって扱いが異なってくると思いますので、まずは、こういった調査を踏まえて、近世、近代の埋蔵文化財の取扱基準について再検討していく、そういった予定になっております。

○委員 ありがとうございます。

最後に1点なんですが、そのほかのところでございますが、地震起きまして、震度の割には幸いに文化財については大きな被害がなかったという点ではよろしかったと思うのですが、博物館とか資料館で展示されていた、当然展示されてると思うんですが、そういう展示品の倒壊とかっていうのは全くなかったんですか。

○事務局 県が所管しております古代出雲歴史博物館、風土記の丘につきましては、特にそれは聞いておりません。ただ、市町村のほうから上がってるので、先ほどこっちと御紹介いたしました、安来市であります、東比田地方の生活用具コレクションの一部が破損したというふうなことは伺っております。

○委員 ちょっと正確な年次は忘れましたが、大阪北部で大きな地震がありましたときに、高槻の博物館は随分土器とか倒壊して、粉々になったっていう事例がありまして、その後、委員会で、どういう展示をしていて、実は免れたものもあるので、免れたものとどうして倒れてしまったものがあるのかっていうのをやっぱりしっかりと調査して、博物館の方で共有したほうがいいんじゃないでしょうかっていうお話をしたことがあるんですが、今回、幸いそれほど大きな被害がなかったということなんですが、今後、また何か大きな被害が起きたときに、例えば、ワイヤーですかね、この、糸で張っていたけれども、それは駄目だったとかっていうのは、これだけ災害多い国ですので、何らかの形で、島根県だけじゃなくて、共有していただけるような方法を考えておいていただけるといいかなと思います。

○事務局 おっしゃるとおり、そういった担当者会議とか、様々な機会を捉えて、そういった情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

災害対策はちゃんと用心深くやっていただきますようってということと、近代遺跡の調査についても、これから9年度に報告書がまとまるということで、島根県の近代遺跡の報告書ができれば、それに応じてまたいろんな、どう保存、活用していくかっていうことが起きてくるのかなと思いました。調査委員会に当委員会の委員もおいでだということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

===== 非公開議題 =====

===== 閉会 =====

○事務局 本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、先ほど、退任される保護審の委員の皆様から御挨拶をいただいたところでございますけど、任期期間中は大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。本日で委員のほうは御退任とはなられますけれども、今後も当県の文化財行政の各場面におきましてお世話になることも多々あるかと思えます。引き続き、島根県の文化財行政、歴史、文化の保存・活用につきまして、御支援、御指導をいただきたいと存じますので、何とぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○事務局 以上をもって、本日の島根県文化財保護審議会を終了といたします。長時間の御審議ありがとうございました。